

## 令和6年度重症心身障害児者に関する実態等調査業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度重症心身障害児者に関する実態等調査業務

### 2 実施主体

宮城県

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

### 4 業務の目的

県内の重症心身障害児者が増加しているなか、重症心身障害児者の地域生活を支える医療や介護支援体制等の整備が課題となっているため、重症心身障害児者の実態及び支援に必要な医療や介護支援体制等を調査・分析し、必要な支援施策について検討する際の基礎資料を作成することを目的とする。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 調査対象

- ① 重症心身障害児者及びその家族に対する調査（約1,500人）
  - ・令和6年8月1日現在で宮城県内に住所を有する身体障害者手帳（肢体不自由）1級又は2級及び療育手帳Aを所持する障害児（18歳未満）
  - ・令和6年8月1日現在で宮城県内に住所を有する身体障害者手帳（肢体不自由）1級又は2級及び療育手帳Aを所持する障害者（18歳以上）
- ② 県内に所在する障害福祉サービス事業所に対する調査（約800法人）
- ③ 県内に所在する病院及び診療所に対する調査（約500機関）

※①は匿名調査とし、②及び③は記名調査とする。

※調査対象に関する情報は発注者が提供する。

#### (2) 調査方法

郵便、電子メールによる調査票の送付やスマートフォン及びパソコンからアクセス可能な回答用Webフォームへの入力による調査

#### (3) 調査の実施

イ 調査票の検討及び提案

重症心身障害児者への支援施策の方向性検討に必要な調査項目を提案すること。

また、調査票は、障害を持つ当事者の意思が把握でき、かつ回答者の負担とならないようなものとする。調査項目は、発注者と協議の上決定する。調査票のイメージは以下が考えられるので参考としてもよい。

【参考】調査票イメージ

① 重症心身障害児者及びその家族に対する調査

調査方式：匿名調査

調査項目数：30問～40問程度

項目	設問
(1) 本人について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別、年齢</li> <li>・居住地、居住場所</li> <li>・同居する家族</li> <li>・障害の程度</li> <li>・医療的ケアの状況</li> </ul> </li> <li>○医療・福祉サービスの利用状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在受診している医療機関の診療科</li> <li>・かかりつけ医の有無、決めるにあたって重視する点</li> <li>・医療機関の受診で困っていること</li> <li>・現在利用している障害福祉サービス種別</li> <li>・通所サービスの利用の頻度、通所サービスで特に重視する条件</li> <li>・短期入所の利用頻度、利用した理由</li> <li>・通所サービス、短期入所での医療的ケアの有無、種類</li> <li>・医療機関、通所サービス、短期入所までの移動時間、手段、移動で困っていること</li> <li>・利用したいができない福祉サービスとその理由</li> </ul> </li> <li>○学校教育等の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・就園、就学状況</li> </ul> </li> <li>○災害時への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時個別避難計画の有無</li> </ul> </li> </ul>
(2) 主たる介護者について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる介護者の有無、続柄、年齢</li> <li>・主たる介護者の健康状態</li> <li>・主たる介護者の就労状況</li> <li>・介護や医療的ケアを実施する際に困ったこと、不安に感じたこと</li> </ul>
(3) その他、意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由記述等</li> </ul>

② 県内に所在する障害福祉サービス事業所に対する調査

調査方式：記名調査

調査項目数：10問～20問程度

項目	内容
○基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の名称、所在地、サービス種別</li> <li>・重症心身障害児者の受入実績の有無、受け入れ可能人数、受け入れ実績数</li> <li>・提供可能な医療的ケアの種類</li> </ul>
○重症心身障害児者の受入体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児者の受け入れが困難または不可能と考える理由</li> <li>・医療的ケアが必要な重症心身障害児者を受け入れるにあたって対応したこと</li> <li>・重症心身障害児者に対する送迎サービス実施の有無</li> <li>・重症心身障害児者の受入れ人数や提供サービスを増やすために利用したい支援</li> <li>・医療的ケアが必要な重症心身障害児者を受け入れるにあたって必要なこと</li> </ul>
○その他、意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由記述等</li> </ul>

③ 県内に所在する病院及び診療所に対する調査

調査方式：記名調査

調査項目数：10問～20問程度

項目	内容
○基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院名、所在地、診療科</li> <li>・重症心身障害児者への診察、治療実績の有無、実績数</li> <li>・重症心身障害児者への医療的ケア提供実績、提供内容</li> </ul>
○重症心身障害児者の受入体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児者の受け入れが困難または不可能と考える理由</li> <li>・医療的ケアが必要な重症心身障害児者への診察、治療を行う上で必要なこと</li> </ul>
○その他、意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由記述等</li> </ul>

ロ 調査票、Webフォーム等の作成

調査票のレイアウト等の作成は、調査項目についての発注者との協議を踏まえ、受託者が行うこととし、Webフォームの作成を行う場合も同様とする。調査票等は発注者と協議の上決定する。

#### ハ 調査票等の送付

調査依頼、封入、発送（発信）までの一連の業務を受託者が行う。また、調査対象への発送、調査対象からの回答に係る送料等は受託者が負担すること。調査対象からの回答は受託者宛てとする。

受託者が指定した方法によらない方法で回答があった場合、例えばWebフォームによる回答を指定し、紙又は電子メールによる回答を受けた際は、内容を確認し、調査項目について十分に回答しているものと確認できる場合は指定方法による回答と合わせて集計することができる。

#### ニ データの集計・分析

単純集計（各項目の件数及び割合）、属性や設問に応じたクロス集計を行い、調査結果を分析すること。分析に当たっては、他の自治体の重症心身障害児者に関する実態調査等の結果との比較を行い、本県の傾向を分析すること。

#### （4）報告書作成

受託者は企画提案を行った施策の仮説をベースにしなが、発注者等と協議し、調査の集計・分析結果から導きだされた県内の重症心身障害児者の実態及び支援に関する課題を整理し、その課題を解決するために必要な支援施策の方向性を示した報告書を作成する。支援施策の方向性は少なくとも3つ提示するものとし、ハード・ソフトの両面から検討すること。

#### （5）独自提案

業務の目的を達成する上で、本業務の効果等を一層向上させられると考えられる受注者独自の取組を実施するものとする。

#### （6）業務実施計画の作成

受注者は契約締結後、速やかに次の事項を発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施するものとする。

イ 業務実施計画（業務の実施方法・スケジュールを明らかにするもの。様式任意。）

ロ 業務従事者（業務責任者、スタッフの氏名と業務分担を明らかにするもの。様式任意。）

#### （7）打ち合わせ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録を作成するものとする。

## 6 成果品

提出する成果品及び納期は、次のとおりとする。納入先は、宮城県保健福祉部障害福祉課とする。

- 重症心身障害児者実態等調査報告書  
形状 PDF等のデータ  
納期 令和7年3月14日（金）
- その他、発注者が必要とするもの

## 7 契約に関する条件等

### (1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

### (2) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

## 8 その他

受注者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書等に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。